

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日が休日に  
当たると翌日）

## 目次

◇告 示 土地改良法による換地計画の決定（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の認可（四件）（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良区の役員の退任（〃）

保安林の指定の解除（二件）（造林課）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇選管告示 選挙管理委員会委員長の退職の承認

選挙管理委員の退職の承認

選挙管理委員の補欠

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

◇教委告示 鳥取県指定保護文化財の指定の解除（文化課）

## 告示

◇公 告 鳥取県指定無形民俗文化財の指定（〃）  
第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（商工指導課）

### 鳥取県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県管土地改良事業に係る福部地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
大山町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

と。

鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十号

那家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業福地地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十五号）地区農業用排水）を平成三年一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、那家町が行う土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業山田地区農道整備）を平成三年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）南円通寺地区農道整備）を平成

三年一月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業マチ浦地区区画整理）を平成三年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十五号

鳥取市が行う土地改良事業に係る岩坪地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

佐治村が行う土地改良事業に係る上佐治（眷谷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碓町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 門 脇 芳 雄 東伯郡赤碓町大字赤碓一七二九

平成二年十二月六日退任

鳥取県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上小路ノ式 一七〇九の八八

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上小路ノ式 一七〇九の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

鳥取県告示第六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市鍛冶町一丁目三四五七の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取県告示第六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大平ノ上五三六の三、字橋ヶ谷尻田ノ上へ七九  
九の二、七九九の三、八〇〇の二、字大井呑西畑八三〇の一（次の図に  
示す部分に限る。）、八三〇の四三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に  
より告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年八月十六日 鳥取県指令受都計三一三第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字長瀬字下政長、字上政長、字西ヲドロ、字東ヲドロ及び字船津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字久留一九一

鳥取県中部土地開発公社

理事長 湯村良章

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第一項の規定に基づき、選挙管理委員会の委員長の退職の承認をしたので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 退職した委員長の住所及び氏名

倉吉市下田中町一三四 友松五郎

二 退職した年月日

平成三年一月二十一日

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十五条第二項の規定に基づき、選挙管理委員の退職の承認をしたので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 退職した選挙管理委員の住所及び氏名

倉吉市下田中町一三四 友松五郎

二 退職した年月日

平成三年一月二十一日

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十二条第三項の規定

に基づき、次の者を選挙管理委員に補欠したので、鳥取県選挙管理委員会  
規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項  
の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

住 所 氏 名

鳥取市栗谷町六一三 伊 藤 貞 博

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定  
に基づき、次のとおり選挙管理委員会の委員長を選挙したので、鳥取県選  
挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）  
第一条第四項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

住 所 氏 名

八頭郡若桜町大字米見野五六九 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項に規定  
する選挙管理委員会の委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定した  
ので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員  
会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

平成三年一月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

住 所 氏 名

米子市東福原三六三一一 野 口 欣 悦

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第五  
条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定を解除  
する。

平成三年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介



種 別	名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者	所 有 者 の 住 所
建 造 物	生田家住宅附家 相図一枚	主屋 一棟	日野郡溝口町三 部一七一	生田 謙寿	日野郡溝口町三 部一七一

鳥取県教育委員会告示第三号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

平成三年一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

名 称	所 在 地	保 護 団 体
酒津のトンドウ	気高郡気高町大字酒津	酒津とんぼ祭り保存会

公 告

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成2年度第3四半期（10月～12月）内の第2種大規模小売店舗の新設

及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成 3 年 1 月 25 日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

1 平成2年度第3四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合 計
件 数	0	0	1	0	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「法3条等届出日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日（以下「事前商調協終了日」という。）まで
- 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日（以下「法5条等届出日」という。）から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する

日)まで

2 平成2年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明 日以後事 前説明終 了日以前 のもの	事前説明 終了日等 法3条等 届出日前 のもの	法3条等 届出日以 後事前届 了のもの	事前商調 協終了日 後法5条 等届出日 前のもの	法5条等 届出日以 後のもの	合 計
件数	0	0	0	2	1	3

発着所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】